

しりつちゅうがっこうおくがいせっち さいたま市立中学校屋外設置AEDの使用について

さいたま市教育委員会

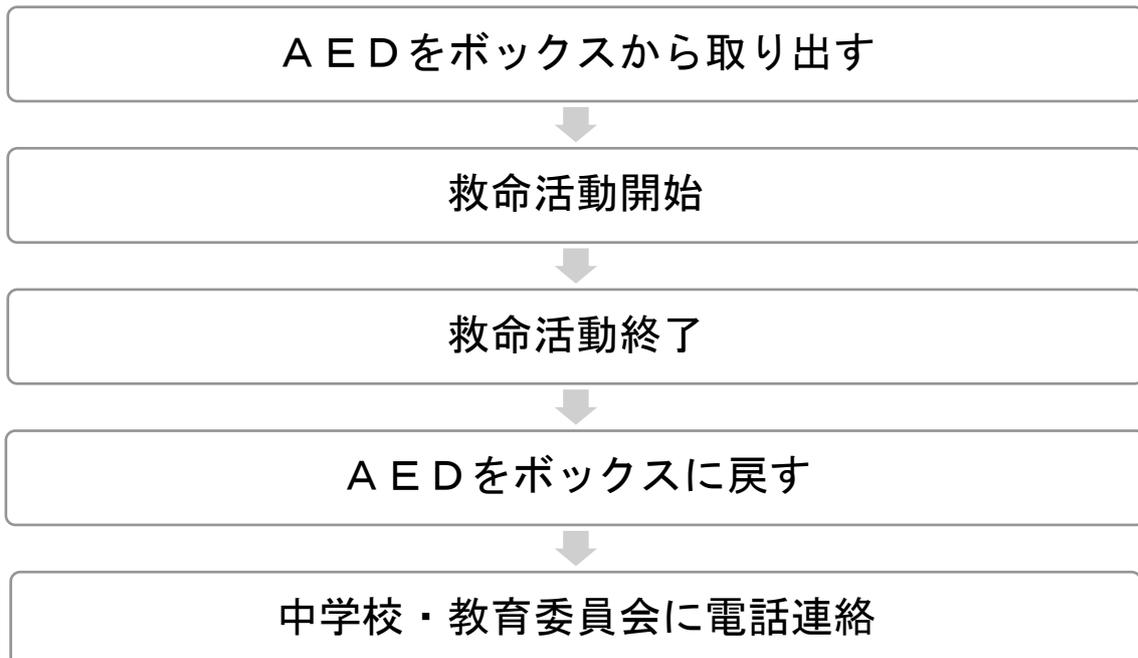
1 AEDの使用ほうほう

- (1) AED本体はフタを開けると、自動的に音声ガイドが流れます。
- (2) 音声ガイドに従って、AEDを使用してください。

2 AEDを取り出した後の連絡ほうほう

AEDをボックスから取り出した場合には、AEDを設置している中学校及びさいたま市教育委員会健康教育課（048-829-1679）の両方に連絡してください。なお、どちらの連絡先にもつながらない場合には、翌開庁日に改めて御連絡をお願いします。
連絡先はAED本体に記載しています。

<連絡ほうほうの流れ（図）>



ちゅうがっこうおよびきょういくいいんかい
中学校及び教育委員会へは、以下の内容をお伝えください。

(1) 連絡者

「〇〇中学校に設置しているAEDを取り出したので連絡しました。〇〇（氏名）です。」

(2) AED取り出し日

「〇月〇日、AEDを取り出しました。」

(3) AED返却有無

「AEDを元のボックスに戻しました。」

(4) 救命処置の情報

① パッドの装着の有無

「パッドを装着しました。（していません。）」

② 通電の有無

「通電しました。（していません。）」

(5) AED使用開始時間

「午前〇時〇分、AEDを使い始めました。」

(6) AED使用場所

「〇〇区〇〇町付近でAEDを使用しました。」

(7) 傷病者の情報

※よく分からないことは、「不明」で構いません。分かる範囲でお願いします。

① 氏名

「傷病者のお名前は〇〇さんです。」

② 年齢

「〇歳くらいの方です。」

③ 性別

「男性・女性です。」

(8) 連絡先

※学校やさいたま市教育委員会健康教育課から御連絡させていただく場合がございますので、差し支えなければ御提供のほどお願いします。

「私の連絡先は、〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇です。」

3 その他

(1) 市立中学校の屋外に設置するAEDは、AED設置場所に在籍する生徒、教職員に限らず全ての方に御利用いただけます。

(2) AEDを本来の目的以外で使用しないでください。

(3) AEDはボックスから持ち出されると、さいたま市教育委員会健康教育課に自動的に連絡が届きます。

(4) 使用後のAEDは、速やかに元の場所に戻してください。

(5) AEDの使用状況を把握するため、情報提供に御協力ください。

(6) AEDの点検はAED設置場所の市立中学校及びさいたま市教育委員会健康教育課が行います。